

## 一般社団法人 富山県介護支援専門員協会 理事・監事細則

### (目的)

第1条 この細則は、一般社団法人 富山県介護支援専門員協会（以下「当法人」という。）定款第14条・第15条及び第16条の規定に基づく適用及び細則について必要な事項を定める。

### (理事の区分)

第2条 理事を次のとおり区分する。

#### (1) 会員理事

ア. 常任理事（会長・副会長候補者含む）	7人以内
イ. ブロック選出理事	9人以内

#### (2) 外部理事

4人以内

#### (3) 監事

2人

### (理事の選出方法)

第3条 理事の選出にあたり「常任理事選挙管理委員会」を設置する。

2. 常任理事の候補者は立候補し、且つ3人の推薦を受けた者を選出し、立候補者が第2条に定められた定数を超えている場合には、選挙を実施し当選者を総会において選任する。
3. ブロック選出理事は、ブロックごとにブロック内の会員の合議により選出し、総会で選任する。
4. 外部理事は、会員以外の学識経験者及び別記1の職能団体等から推薦を受けた者を総会で選任する。
5. 監事は、総会で選任する。

### (ブロック区分及びブロック理事定数配分方法)

第4条 ブロック区分は、別記2のとおりとする。

2. ブロック毎の理事定数は、1名とする。

### (会長、副会長の選定)

第5条 当法人の定款第15条第2項に基づき、会長、副会長は、理事会の決議によりこれを選定する。

### (選定日)

第6条 会長、副会長は、原則として当法人の総会における理事の選定後に開催される臨時理事会において選定されるものとする。

(ブロック理事職務)

第7条 ブロック選出理事は、理事会の前にブロック会議を開催し、ブロック内会員の意見を聞き、ブロック代表として意見・提案を述べるものとする。

2. ブロック選出理事は、理事会終了後の理事会決定事項について、ブロック内会員に報告するものとする。

(常任理事の職務)

第8条 常任理事打合せ会は、会長、副会長、常任理事をもって構成する。

2. 常任理事打合せ会は、次の場合に開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

3. 常任理事打合せ会は、理事会の運営について協議する。

4. 理事会に間に合わない早急な決議事項は会長にて専決とし、理事会に報告する。

5. 会長の専決事項に対し、常任理事打合せ会で協議をしなければならない。

6. 会長の専決事項に対し、不服がある場合には、その事項に対し理事会で検討する。

7. その他、常任理事打合せ会に関し必要な事項は理事会が定める。

(委 任)

第9条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は会長の定めるところによる。

(改 正)

第10条 この細則の改正は、理事会の決議による。

附 則

この細則は、平成27年3月21日から施行する。

この細則は、平成27年4月21日から施行する。

この細則は、令和5年6月22日から施行する。

別記 1

公益社団法人	富山県医師会
公益社団法人	富山県看護協会
一般社団法人	富山県社会福祉士会
一般社団法人	富山県介護福祉士会

別記 2

新川ブロック
魚津ブロック
滑川ブロック
中新川ブロック
富山ブロック
射水ブロック
高岡ブロック
氷見ブロック
砺波ブロック